

平成 19 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	国 体 推 進 室 長	佐々木 秀 明
収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子	市 民 課 長	木 内 利 雄
いきいき長寿支援課長	三 浦 美 江 子	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
観 光 課 長	長 谷 山 良	下 水 道 課 長	佐々木 義 明
教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成19年3月22日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議案第5号 にかほ市副市長定数条例制定について
- 第2 議案第6号 にかほ市犯罪被害者等基本条例制定について
- 第3 議案第7号 にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定について
- 第4 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第5 議案第9号 にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第10号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第11号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第12号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第13号 にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第14号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第15号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第16号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第17号 にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第18号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第19号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第20号 にかほ市安全・安心まちづくり条例制定について
- 第17 議案第21号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第22号 にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第23号 にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第20 議案第24号 にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定について
- 第21 議案第25号 にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第26号 にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第27号 にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定について

て

- 第24 議案第28号 にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第29号 にかほ市水道水源保護条例制定について
- 第26 議案第30号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第31号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第32号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第29 議案第33号 本荘由利広域市町村圏組合同規約の一部変更について
- 第30 議案第34号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第31 議案第35号 にかほ市国土利用計画の策定について
- 第32 議案第36号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第33 議案第37号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第34 議案第38号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第35 議案第39号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)
- 第36 議案第40号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)
- 第37 議案第41号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第3号)
- 第38 議案第42号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第39 議案第43号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第40 議案第44号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第41 議案第45号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 第42 議案第46号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算(第1号)
- 第43 議案第47号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第44 議案第48号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第45 議案第49号 平成19年度にかほ市一般会計予算
- 第46 議案第50号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第47 議案第51号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第48 議案第52号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第49 議案第53号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第50 議案第54号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第51 議案第55号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第52 議案第56号 平成19年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第53 議案第57号 平成19年度にかほ市水道事業会計予算
- 第54 陳情第 1号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情
- 第55 陳情第 2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情

- 第56 陳情第 3号 労働法制の改善を求める陳情
- 第57 陳情第 4号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情
- 第58 請願第 1号 日豪E P A交渉に関する請願書
- 第59 請願第 2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T A交渉の中止とF T A、E P A促進路線の転換を求める請願書
- 第60 議提第 1号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書
- 第61 議提第 2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書
- 第62 議提第 3号 労働法制の改善を求める意見書
- 第63 議提第 4号 日豪E P A交渉に関する意見書
- 第64 議提第 5号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T A交渉の中止とF T A、E P A促進路線の転換を求める意見書
- 第65 議提第 6号 にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 5号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまより一般会計予算特別委員会開会のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	須田正彦	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	高橋誠
総務部総務課長	齋藤隆一	企画課長	竹内規悦
財政課長	佐藤好文	国体推進室長	佐々木秀明
収入役室長	齋藤乃里子	市民課長	木内利雄

いきいき長寿支援課長 三 浦 美 江 子 農漁村整備課長 伊 藤 賢 二
観 光 課 長 長谷山 良 下 水 道 課 長 佐々木 義 明
教育委員会総務課長 佐 藤 文 一

.....

一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 39 号、49 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

.....

午前 10 時 02 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で
規定する定足数に達しています。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。

それでは、予算特別委員会総務小委員会に関します予算関係、当委員会に属する部分でござい
ますけれども、その経過並びに審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第 39 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）でございませ

審査の経過の段階で質問に対する当局の答弁等もございませ。その主要な部分につきましては、
若干御説明申し上げたいということもありますので、当局の説明と若干重複する点もあるかもしれ
ませんけれども、ひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

歳入についてでございませ。6 ページ、継続費の補正でございませが、これは象潟中学校の事業
費でございませけれども、国の内示の関係で、18 年度 20%、19 年度 80%に変更するという説明で
ございませ。

次、11 ページ、個人市民税でございませが、18 年度の特別徴収部分の納税義務者が増加をいたし
ております。金額で 1,388 万 9,000 円の増と。全体としては 1.7%前年度より増加してある、こう
いうふうな説明でございませ。

次、法人市民税でございませ。9 月以降の各社の決算、これが 1 号法人である T D K のみならず、
1 号法人以外、これも好調でございませ。それによりまして、6,905 万 1,000 円、これの増収でござ

います。参考までに申し上げますが、全体で3億7,000万円ぐらいの法人市民税でございますが、そのうちTDKに関する部分が1億8,200万円、それからTDK以外、これはサテライトも含むわけでございますけれども、これが1億4,300万円、このぐらいの状況でございます。これに均等割、これが含まれるわけでございますけれども、そういう状況の説明がございました。

次、入湯税でございます。はまなすについて、昨年4月から課税免除、つまり一般公衆浴場というふうな観点から課税免除にしたと、こういうことでございます。それに伴う減収でございます。これも参考までに申し上げますが、本市には入湯税の対象施設として8つの施設がある。他の施設については、既に以前から課税免除をしておる。昨年4月から課税免除にしたのは、はまなすに関して、こういうことでございます。

それから、地方交付税でございます。景気に伴いまして交付税の算定の基礎になる国税の5税と申しますが、そのうち、かなりの部分が伸びがあるというふうなことから1,384万2,000円、これの増加でございます。これも参考までに申し上げますけれども、普通交付税で5億5,600万円
— 申しわけございません。ちょっと間違えました。地方交付税、ただいま申し上げましたとおり1,384万2,000円、これの増加と、こういうことでございます。

それから、23ページ、雑入の関係でございます。オータムジャンボ宝くじ、これの市町村の交付金があるわけでございます。秋田県への総交付額は2億1,500万円。これに対する25市町村に対する負担の割合は、均等割が20%、他の80%は人口割と、こういうことでございます。その金額が609万1,000円、これがにかほ市に対して交付されると、こういうことでございます。

もう一つでございます。秋田県市町村振興協会による助成金、これはサマージャンボ宝くじでございます。これにつきましても、総交付額が5億円。負担の方法は、均等割が40%、人口割が60%、その基準でにかほ市に交付されるというものでございます。金額が、予算書に出ていますとおり1,558万7,000円、こういうことでございます。

歳出について2点ばかり申し上げます。26ページ、総務、一般管理費の中に生活バス路線運行費補助金3,674万5,000円、非常に高額でございますが、でございます。これは羽後交通に対するものでございまして、路線は17路線、これに対する、つまり羽後交通に対する補てんでございます。3,600万円のうち、秋田県の補助金が、これは歳入に出ていますけれども、400万7,000円、これが秋田県から入ってくると。これも含めて3,674万5,000円、羽後交通に助成をすると、こういうものでございます。

同じページでございますが、会計管理費、これは会計課単独でOCRという装置を導入する予定であったようでございますけれども、税務課との共同導入、これが効率的であると、こういうふうな判断に立ち至ったようであります。つまり先送りすると、こういうことでございます。よって不用額として169万1,000円減額と、こういうことでございます。

議案第39号平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)、当委員会に属する部分につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第49号でございます。平成19年度にかほ市一般会計予算でございます。これも当委員会に属する部分でございます。

総務委員会では歳入が非常に重要な部分を占めます。歳入についても少し経過、あるいはその他について説明申し上げたいと思います。

13 ページ、個人市民税でございます。これは対前年に比べて 34.4%の増。その主な理由は、税源移譲による税率の改正、あるいは定率減税の廃止、これに伴うものが主なものだということでございます。

次、法人市民税、1号法人、これはTDKの関係でございますけれども、これは 13.4%増。1号法人以外、これは 17 年度、あるいは 18 年度の実績を勘案して措置したと、こういうことでございます。それから、固定資産税、これは 3 つに分かれておりますが、土地については大きな変動はなかったんですが、負担調整等の関係もあって 13.1%の増になっております。逆に、家屋につきましては 1.2%の減、償却資産につきましては、企業の積極的な投資、こういったことから 7.1%の伸び、こういうことでこれを総合した金額を固定資産税に措置したと、こういうことでございます。

次、16 ページから 17 ページにかけて特別交付金、これがございます。3,000 万円でございます。これは減税補てんの特例交付金、これにかわるものでございます。法人市民税分として、これは経過措置でございますけれども、3 年間にわたって 3,000 万円ずつ交付されると、こういうものでございます。

次、地方交付税でございます。普通交付税でございますが、18 年度の確定額、さらに、議会の皆さん御承知のとおり、新型交付税、こういうものが出てきております。その影響額というのは、なかなか図りにくい面もあるわけでございますけれども、18 年度の確定額とこの新型交付税の影響額、これを考慮して普通交付税を措置したと、こういうことでございます。それから、特別交付税、18 年度の交付額は 5 億円でございますけれども、これに合併包括分、こういったものを考慮して措置したと、こういうふうなことでございます。

次、28 ページ、総務費県補助金中、合併市町村特例交付金というのがございます。1 億 2,000 万円でございます。これも当局の説明でもありましたけれども、5 ヶ年にわたって総額 6 億円、合併に伴って交付されるものでございます。その 1 年分、つまり 1 億 2,000 万円でございます。

次、31 ページ、徴税費委託金でございます。4,350 万円でございます。これは仕組みが少し変わったという説明がございました。これは個人県民税の徴収に伴います県からの交付金でございます。従来は税額の 7%であったようですが、納税義務者数に変更されたと、こういうふうなことでございました。

次、35 ページ、財調の繰入金、これは 5 億円の繰り入れでございます。財調の残が 3 億 7,300 万円、こういった説明がございました。

次、36 ページ、象中の建設資金の繰入金でございます。予算は 2 億 7,400 万円。象中建設基金の繰り入れは、この繰り入れを除いて残金で 935 万円と、こういうことでございます。

次、42 ページでございます。起債の関係でございます。その中に総務債がございますけれども、2 億 8,500 万円でございます。これもいろいろ話が出ていますが、例の 3 億円を原資にして 18 億円、6 ヶ年で 18 億円、基金の造成をする。そのための合併特例債でございます。今回の 2 億 8,500 万円というのは地域振興資金、つまり 3 億円の 95%、これを起債に仰ぐと、こういうものでございます。

それから、歳入の最後になりますが、43 ページ、全体的な歳入不足、これを補うための臨時財政対策債、起債でございますが、これを4億4,090万円、これを措置して歳入歳出のバランスをとったと、こういうことでございます。

歳出、若干申し上げます。46 ページ、総務管理費がございますが、この中に2つの委員会の報酬がございます。一つは、自治基本条例、これは市民や行政の責務といいますか、役割、こういったものを定めるためのものがございますが、策定委員15人。それから、生活バス路線、さきに報告したとおりの状況でございますけれども、これも含めた公共交通のあり方、こういったものを検討したいということから、地域公共交通検討委員会、これは委員は15名。こういった2つの委員の報酬がこの中に含まれております。

次、47 ページでございます。広報等の配布業務の委託料、これは自治会にお願いしているわけでございますけれども、自治会の数は135あると。交付の仕方は、基本割と部数割といいますか、世帯割ということなんでしょうか、それによって委託していると。金額は1,214万5,000円でございます。

それから、52 ページ、企画費の中に積立金3億円、これがございます。これはさきに触れましたけれども、起債と、つまり一般財源、それを含めて3億円の基金を積み立てする。これをつまり6ヵ年、三六、18億円になるまで積み立てをすると、こういうものでございます。

それから、54 ページ、情報化推進費でございます。これは金額は小さいんですが、委託料12万円でございます。これは2011年からの完全デジタル化、これに向けての難視聴地域がないかと、こういうふうなことの現地調査をやると、こういうものでございます。これについては、当面、市内の電気屋さんから事情聴取したいと、こういう説明がございました。

次、133 ページ、災害対策費でございます。これも防災会議の設置がございます。地域防災計画の策定、このための委員の報酬が措置されてございます。

それから、175 ページ、公債費でございますが、借入れの件数は全体で425件あると。そのうち、元金の支払いは、これ、予算に出ていますが、18億9,900万円でございます。これによりまして19年度末の市債、つまり市の地方債の残高でございます。これは200億2,891万円になると、こういう説明がございました。

各項目にわたっているいろいろ質疑が出たんですが、その中で、特に意見として2点申し上げたいと思います。

第1点は、48 ページ、総務管理費の中に仁賀保高校に対する教育振興会の負担金15万円ございます。これは、説明によりますと、旧3町で5万円ずつの負担をしておったと。それを上積みして15万円と、こういう説明がございました。委員の中からは、旧3町の慣習による単純上積み、こういったものはやめてもいいのではないかと。むしろその事業について大局的見地から、その必要性も含めて金額を措置すべきでないかと、こういうふうな意見が出ました。

それから、もう一点、市民サービスセンターについてであります。これは3地区にわたって予算措置がされておりますけれども、これも3人の所長さんからいろいろお話をお伺いしました。市民サービスという面から配置がそれぞれ3地区、地元職員といいますか、それが大半だようござい

ます。そのために、地域住民、象潟・金浦・仁賀保になるわけですが、その方々のやっぱり安心感といいますか、いろいろ相談に来る、陳情要望に来る。やっぱり覚えている職員がいると、これは非常に安心感があると、その点はいいのではないかと、こういう説明がありました。ただ、大きな災害があった場合の危機管理、こういう問題、あるいは将来にわたって人員が削減された場合のサービスセンターの人員、それぞれのサービスセンターで公の施設の現場管理、これを行っているわけですが、そういうものについては非常に不安があると、こういうお話も一方でされております。これについては、合併に伴って、にかほ市だけでなく、類似団体でもこういう例があるわけですから、参考になる先進事例、こういうものも参考にすべきではないかと。いずれ、このサービスセンターの役割、あるいは重要だとするならば、その重要なりの位置づけ、こういうものが必要ではないかと。特にこの2つの点については委員会でも真剣に話し合われた事項でございますので、意見として申し上げたいと思います。

以上でございますが、議案第49号平成19年度にかほ市一般会計予算、当委員会に属する部分につきましては全員の賛成で可決に決しております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。 — 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 最後のほうで、予算のほうで説明ありましたけれども、仁賀保高校教育振興会の負担金について触れましたが、県立高校として、本来、県費で、公費で賄うべきものを補てんするような形になっていないのかどうか。これがどのように使われているか、会計報告があるかどうか、その2点についてお尋ねします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 答弁、総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） お答えいたします。

その点につきましても、旧3町のいろいろ持ち方といいますか、そういうことについてお話を伺いました。それから、新しくなってからも事情が、そういう会合が持たれたでしょうし、それについても質問が出て、当局の説明がありました。その内容は、ほとんどが懇談といいますか、そういう内容だったようでございます。

それで、旧3町の時代のものはそれなりに理解できるんですが、今度にかほ市というふうになりました。で、県立高校。そういうふうなことなので、今まで旧町でやったその効果、5万円ずつでやっておったわけですが、そういった効果、それから、にかほ市になってからどうか、そういう観点から、県立高校であるというふうなこともあるので、その効果も含めて、どのぐらいの金額が適当なのか、必要なかどうか、それまでやっぱり検証すべきではないかと、こういうふうな意見が出ました。ただ、合併なって、旧3町で5万円ずつやっておったから、単純に三五、十五と、15万円と、そういうことではまずいのではないかと、こういうふうなことが話し合われたということでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 懇談に使われているという話でしたが、その懇談というのはどういう内容の懇談なのか。それにはどのぐらいの経費がかかっているのかというようなことが、もしわかりま

したらお願いします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 懇談というふうなお話は出てあったんですが、その内容等についてまでは当委員会でも踏み込んでおりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） おはようございます。去る13日、当委員会に付託になりました審査が終わっておりますので、その報告をいたしたいと思います。

議案第39号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）中、市民部、健康福祉部、消防、教育委員会に関する事項、これは全員の賛成により可決をいたしております。

議案第49号平成19年度にかほ市一般会計予算、市民部、健康福祉部、消防、教育委員会に関する事項、これは賛成多数により可決をいたしております。

それでは、審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第39号は、全般に、年度末を控え、それぞれの事業の確定、精算など、決算見込みで付託された款項目について詳細に審査をいたしました。

委員からの質疑や意見のあった件について少し申し上げます。

当委員会が所管する各種委託料のうち、すべてではありませんが、契約の結び方や内容、支払いの時期などについて、当局の説明ではわかりづらい部分を感じられ、明確な対応を求める意見がありました。

また、高齢者住宅整備資金貸付金、身体障害者住宅整備資金貸付金、母子及び寡婦家庭住宅整備資金貸付金のいずれも今年度実績がなく、手続や要件の緩和など、制度があっても利用がないのはどうかという発言もございました。障害者自立支援法の施行により、扶助費で相当な減額が生じていることについて、利用者からの不満や要望などはないかとの質問には、障害者団体からの負担増に対する不満や要望は全国的なもので、国の方向性もまだ定まらない状況ではありますが、市独自の助成も考えているとのことでした。ただ、食事などの負担はほかの制度との関係もあり難しく、入所と通所の不公平感をなくす施策も必要との回答がありました。

各種検診の減については、対象者の減少によるものの、検診の方式が変わったことも否定できず、委員からは関連して、3月15日号の広報に掲載された来年度からの乳児検診の実施場所変更についてが取り上げられましたが、当局からは、医師会の協力、話し合いに基づいて各種検診をお願いしており、少子化等の要因から今回のようになったとのお話がありました。

教育委員会関係では、給食費の滞納が取り上げられましたが、古いものでは平成2年、あるいは平成4年ごろのものもあるようですが、現在は市全体で6人で、詳細は聞いておりませんが、大き

な額ではないようです。また、今年度で初めて、にかほ市全体の社会科副読本が完成し、この4月から市内の小学校3・4年生を対象に活用されることになります。

議案第49号についてですが、当委員会が所管するのは、戸籍住民基本台帳費、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費、保健年金費、災害救助費、保健衛生費、清掃費、消防費、教育費の人件費や会議費、委託料や負担金、補助金や扶助費など、恒常的にかかるものがほとんどで、市民の福祉向上、衛生健康管理、子育て支援、安心・安全、教育や文化の向上に寄与する予算と認識をいたしております。

新しい事業、あるいは例年の予算でも委員会で取り上げられた幾つかを申し上げます。

合併以来、福祉事務所を開設し、査察指導員の職を県から派遣してもらっておりましたが、新年度からは市の職員がその任に当たるとのことです。

手話通訳者設置事業への質疑には、現在、にかほ市には、ボランティアで手話ができる人は若干いるようですが、厚生労働省の定める基準の有資格者はいないので、聴力障害の方への緊急の対応ができない状況とのこと。計上の240万円すべてが手話通訳者の人件費で、この額は地域振興局に1人ずつ配置されている人の待遇を目安に計上されたもののようですが、今回お願いできそうな人は、当然、有資格者で県全体を指導できるレベルの高い人とのこと、少し予定と違って予算面で考えなければならないとのことでした。

にかほ市内には9つの保育園と3つの幼稚園が開設されておりますが、新たに幼稚園が保育園を併設する認定こども園を立ち上げ、幼保一体の教育・保育に取り組むとのこと、その予算も計上されております。

委員からは、定率減税の廃止で保育料徴収の階層区分が変わる心配はないかとの質問がありましたが、国からの通達もあり、施行規則を改正することで影響はないとの回答でした。

自殺予防モデル事業の具体的な内容の説明を求めたところ、3ヵ年の継続事業で、講演会や研修会に加え、平成19年を初年度として基礎調査を行うことになっているようです。予定としては30歳から79歳までの全市民を対象に調査票、いわゆるアンケートを実施し、年齢・性別などの基本属性、抑うつ度評価、健康状態、職場や家庭のストレス要因などを記入してもらい、分析はこれまでも実績があり、ノウハウを持っている秋田大学医学部に委託すること、市民の心の健康を客観的に評価できるとしています。記名・無記名は自由のようですが、記名者のうち、うつ病などの危険性が高いと判断される人には、健康指導や各種支援を行うとしております。

委員からは、にかほ市の特性として、企業との連携協力をとの意見も出されております。

BDFの取り組み、展望の質問がありました。当局では、現在、市の2トンダンプで試験的に走らせており、将来は公用車にステッカーを張って広めていきたいとの考えを示しております。今後は一般家庭にも呼びかけて、BDFとして可能なものとそうでない油があるようで、ペットボトルなどに小分けして回収し、環境に優しいエネルギーとして取り組んでいきたいとの回答でした。

教育委員会関係では、改修工事などが予算に盛り込まれている仁賀保公民館、平沢小学校、白瀬記念館、仁賀保勤労青少年ホーム、象潟小学校の現場踏査をし審査をいたしました。

委員からの意見としては、学校校務員や給食調理員の勤務体系や待遇の統一の件や、文化施設建

設に当たり、仁賀保勤労青少年ホームの音楽ホール、あるいは他の施設での自主講演、実施事業などについて今から真剣に取り組んでいくべきとの発言がありました。

象潟中学校については、本会議でる説明があったとおりですが、仁賀保中学校についても検討委員会から建設に関する意見書が提出されており、釜ヶ台中との統合も視野に入れ、本格的に進んでいくものと思われます。

T D Kからの寄附による事業は、都市対抗野球 T D K 優勝記念学童野球大会補助金の名目で提案されておりますが、予算が通り次第、スポーツ少年団と協議しながら、その名にふさわしい大会にしたいとの説明を受けております。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 22 番佐々木正己委員。

22 番（佐々木正己君） 一般予算の 148 ページ、今、委員長が仁賀保中学校のことをちょっと触れられましたが、象潟中学校は、場所は早々に決まっているの話が進んでいたわけですが、場所は具体的に委員会ではどこだというふうに確定していたら教えていただきたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 検討委員会からの意見書が提出されたということで、具体的な中身の審査はいたしておりませんが、基本的には現在地に建設の予定であるようです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22 番佐々木正己委員。

22 番（佐々木正己君） そうすると、今の答弁ですと、今のところを、全くの現在地とすれば、その解体のときはどういったふうになるのか。あるいは、現在地でも近接の現在地という意味なのか、全くの現在地なのか、その辺、把握していたらお願いしたいんですが。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 今回の委員会の中では審査はいたしておりませんが、前段にさきの議会で若干の説明を受けた範囲では、いわゆる北側ですか、北側の用地の買収はもう予算で買収済みになっております。そこを造成、整地して、北側にまず校舎を建てていくというような形で、現在の校舎を利用しながら建てかえるというふうに伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） さきに付託になっておりました審査が終了いたしましたので御報告いたします。少々風邪がみで声が通りませんので、御了解いただきたいと思います。

議案第 39 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）中、産業部、建設部に関する事項に関しまして、また、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算、産業部、建設部に関する事

項につきまして、いずれも全員の賛成により可決に至っております。

審査の内容を若干御説明申し上げます。

議案第 39 号につきまして、37 ページ、農業委員会の報酬の減でございますが、こちらは合併により委員が半分、42 名から 24 名に変わって、また、委員会等も 3 回のものが年度内中 2 回行われるかというふうなことで伺っております。

続きまして、40 ページの 6 款 2 項 4 目、本会議でも質疑ございましたが、松くい虫防除対策事業費も、13 節委託料が 3,295 万 1,000 円ほど減になっておりますが、こちら本会議でも説明ございましたが、県単事業で行ってもらったのと、それから、天候により松くい虫の減少、いわゆる被害が少なかったということで減になっているということでございます。

その次の緑資源機構造林事業費に関しましても、役務費で 314 万 6,000 円ほどの減になっておりますが、こちらは歳入、23 ページの歳入で出てきます負担金の 309 万 9,000 円、いわゆる事業費に対する負担金ということでございまして、当初 30 ヘクタールのものが 19 ヘクタールしか事業ができなかったということでこういう金額になっております。

続きまして、49 号の一般会計に入ります。

当初予算の中で現場踏査をいたしまして、下水道中継ポンプ場 3 カ所、また、鈴の排水口、それから鳥森川等を現場を踏査をいたしました。

下水道ポンプの中では黒川、芹田について、地下の転石、また、水、それから気候によりまして大分工事がおくれまして繰越明許になっているというふうな報告を受けております。また、鈴地内の排水口が海に向かって砂で埋まっております、もちろん先ほどの大しけが 2 回ほど来てということでございましたが、建設課の係の迅速な指導によりまして、2 回目の作業も無事に砂の撤去が行われまして、住民の安全が確保されております。感謝申し上げたいところでございます。もう 1 カ所の鳥森川河口からの波が民家に上がり、シャッターが破損するということが前回のしけのときにございました。こちらのほうは係の、また、委員の方々からも、緊急性を要するのでひとつ対策を早急をお願いしたいということでございました。

そして、6 款 3 項 2 目 19 節、113 ページですが、漁港漁場機能高度化事業負担金 8,400 万円でございますが、こちらのほうは市の負担が 10 分の 1、840 万円でございます。象潟漁港小澗分港の防波堤 1 基、護岸改良 90 メートル、それからしゅんせつが 2,500 立方という工事でございます。

続きまして、同じく一般会計ですが、125 ページ、中野前川線、委託料でございますが、中野前川線の 12.7 キロに 1,500 万円、そして、仁賀保幹線の委託料で 2,100 万円の計上でございます。この委託料の中で、仁賀保幹線に関しましては、どうしても象潟の記念物、いわゆる九十九島周辺の開発ということになりまして、かなり前から問題になっているということでございますが、救急車両等の利点から考えても、文化財保護委員会等々と話し合いの上、早期に実現をしてもらいたいという意見が出ております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 都市計画費の中でまちづくり交付金の事業が 600 万円、交付金申請支援業務

委託料ということで600万円出されています。去年の9月の定例会では、この点については、企画として400万円のいわゆる準備費ですか、そういうことで－準備じゃなくて、予備調査ということで400万円と。今回は都市計画というふうに変ったわけです。そういう経過について説明がきちんとされているのか。あるいは、今後の進め方。特に文化会館、今もらった－今というか、都市再生事業まちづくり交付金申請事務作業内容ということで日程的にはあるわけですが、上法の問題等について委員会で論議がされたのか、伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

企画のほうから建設課のほうに来た経緯については、こちらは伺っておりません。ここにございますまちづくり事業交付金でございますが、この予算中にその補償費の中にも、これは本会議でも説明ありましたが、住民検討委員会を立ち上げて、15人で5回ほどということでございましたが、この委託料に関しましても、竹内委員にも内容についてのお知らせはしておりますが、6月に概算、本要望が11月という、こういうふうな形でいわゆる建設課のほうでも今来たばかりで、こちらのほうに着手するというございまして、これがすぐそのままその文化施設というふうなことではないということで、あくまでもまちづくりということの交付金申請のための事務委託料ということで伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 9月定例で補正をした400万円の予備調査、都市再生整備計画予備調査業務委託の400万円、それに対する成果品というのは3月に出来るということが言われています。したがって、その成果品が現在出ない中で、この支援業務委託料600万円について、今、計上されているわけですが、その関係について、産業建設小委員会として、例えば3月に出来る予備調査の報告書ですね。こういうものについての例えば中間の報告とか、こういう内容であったとかというものについて提出をされて、あるいは報告をされて論議がされた経過があるんですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 本定例会に新しくいわゆる所管別でうちのほうにこの600万円が上がってきておりますので、そこら辺の申し込みといたしますか、過去の審査については議論はしておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 過去の審査じゃなくて、この予備報告が3月に出来るという話なんです。したがって、中間の報告等のもの、予備調査があって、そして今の交付金の申請支援業務委託というものがされるんです。だと思ふんです。そして、都市計画とかそういう面がやられていくと。合併協定に基づいてのまちづくりの中心なわけですから。それらについて中間の報告とか、そういう、現在まではこういう報告がありましたとかというようなものが当局から説明された経過があるんですか。もしなければ。そして、委員会としてそれらについて審議が、質問とか議論とかあったのですか、そこを2つです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 今回うちのほうに初めてこれが上がってきたわけで、うちのほうではございません。それから審議もしておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 委員長のお話で、松くい虫の減額に関連して、松くい虫の拡大がとまったのではないかといったようなお話がありましたけれども、委員会では具体的なその裏づけとか、科学的根拠みたいなお話は出たのでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 具体的な根拠はございません。ただ、前年といたしますか、天候がああいうふうな状態でございましたので、そういう形で松くい虫がとまったのではなくて、ちょっと活動が遅くなったのかなという、あくまでも推測ということで伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 15番榊原均委員。

15番（榊原均君） 小委員長にお尋ねします。

議案、新年度の予算なんですけれども、117ページから観光費としてずっと上がっているわけですけれども、ことしは9月末には国体も開催されます。にかほ市にとっては観光というのは大変大きな意義のある年になるのかなという思いがあるんですけれども、この新年度の予算を審査する中で、ことし、その観光に対する意気込みといたしますか、その辺のところは話題に上って審査の対象になったのかどうか。もし話し合いされたとすればお知らせいただきたいと、そう思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 委員会の中でももちろんございました。各負担金とか、ここにも出てまいります。観光協会の補助金やら、なるべくまず、そういうのは本国体においても必要な予算ではないかということで、こちらのほうは余り一律の減ではなく、使うべきものには使う、そういう形で国体を迎えますかということで、例えば道路の花壇なんか、国体費の中で出るもの、それから建設費の中で出ていくもの、両方合わせて花で迎えようという、そういうところまで伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第39号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これで議案第39号に対する討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 39 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これで議案第 49 号に対する討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 49 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 54 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 10 時 55 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 5 号にかほ市副市長定数条例制定についてから、日程第 53、議案第 57 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計予算までの議案 53 件、日程第 54、陳情第 1 号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情から、日程第 57、陳情第 4 号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情までの 4 件、及び日程第 58、請願第 1 号日豪 E P A 交渉に関する請願書から、日程第 59、請願第 2 号日本農業に甚大な打撃を与える日豪 F T A 交渉の中止と F T A、E P A 促進路線の転換を求める請願書までの請願 2 件、計 59 件を一括議題といたします。

所用のため、11 時 5 分まで休憩します。

午前 10 時 57 分 休 憩

午前 11 時 07 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 17 件、陳情 4 件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第 5 号でございます。にかほ市副市長定数条例制定についてであります。地方自治法の一部改正によるものでございますが、4 月 1 日から助役が副市長となる。その定数は 1 名というふうにするものであります。これもいろいろ職務についての意見が出されました。市長の権限の一部が委任されて副市長の職務が強化されるというものでございます。その委任する内容については現在検討中であると、こういう説明がありました。当議案の第 5 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 6 号にかほ市犯罪被害者等基本条例制定についてでございます。犯罪被害者等基本法がございますが、これの第 5 条に基づく地方公共団体の責務を果たすための条例制定でございます。市、あるいは市民の責務、こういったものを定めるものでございます。さらには、犯罪被害者等に対する各種の支援、これを規定したものでございます。これにつきましても異論なく全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 7 号でございます。6 号と関連しますが、にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定についてでございます。犯罪被害者に対する遺族見舞金、金額は 30 万円、及び障害見舞金金額 10

万円、これを支給するための条例制定でございます。これにつきましても全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 8 号でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定でございます。助役及び収入役を副市長に、また、市の吏員、これを市の職員に改めるなど、用語の整理もでございます。条例の改正の仕方として、この議案 8 号のように関係する複数条例、これを多数改める方法もあるようでございますので、それにのっとった議案第 8 号の上程でございます。これにつきましても全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 9 号にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてであります。行政手続法の一部改正、これがなされまして、それに伴う条文の移動でございます。これは地方公共団体の措置に関するものでございますけれども、これも全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 10 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは業務の見直し、あるいは縮減、これによって職員定数を 390 人から 383 人に変更するものであります。これについても何ら異議なく全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 11 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院規則の改正がございまして、国家公務員に準じてにかほ市職員についても休息时间、これを廃止したい、こういうものでございます。参考までに申し上げますが、現在の休息時間は 12 時から 12 時 15 分まで、それから 3 時から 3 時 15 分まで、合計 30 分でございます。これにつきましても何ら異議なく全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 12 号でございます。にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これにつきましては、監査委員の報酬額の改正、あるいは母子自立支援員の追加及び安心・安全まちづくり協議会、あるいは水道水源保護審議会の各委員、こういったものの費弁を新設しておるものでございます。

これにつきましても委員からいろいろと意見が出ました。監査委員についてであります。学識経験の監査委員と議会選出の監査委員、これがありますが、それぞれのその責任の度合い、あるいは仕事量、こういった観点から、どのぐらいの格差が適切なのかと、こういうふうな質問等が出ました。また、今回の引き上げに関しては、本県の仙北市を参考にすると、こういう説明がございました。ただ、仙北市と比べてみますと、議会選出の監査委員についてのみ差があるわけでございます。この辺につきましてもいろいろと委員会で見解が出ました。当議案の第 12 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 13 号でございます。にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方自治法の一部改正によりまして、吏員を職員に改める。また、出頭した関係人等の日当、これ、日当は 6,200 円でございますが、日当及び宿泊料、これは県外が 1 万 1,000 円、県内が 9,500 円というものでございますが、この規定を追加したものでございます。当 13 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 14 号でございます。にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。特別職報酬審議会の答申に基づき、市長 81 万 6,000 円を

79万1,000円にする。3.05%の引き下げでございます。さらには助役、これは副市長と言ったほうがいいんでしょうか、62万5,000円を60万6,000円にする。これにつきましても3.05%の引き下げ。こういった給料月額の減額でございます。あわせて、企業管理者についても、市長等との均衡を配慮し、さらには一般職員の最高号級、この説明によりますと、給与その他の諸手当、これを加えますと、つまり公営企業管理者の給与に近接する、そういうふうなことから、公営企業管理者については55万円を53万9,000円、つまり2%の減額に改定すると、こういうものでございます。つまり、3.05%にしますと、一般職の最高号級者と逆転すると、こういうふうな説明がございました。これを審査するに当たって、審議の充実を図るために、審議会の佐藤会長、自治法による参考人として呼びいたしました。さらには、提案者である市長からも御意見をお聞きいたしました。

結論を出すに当たって、4点について御報告申し上げます。

最初に出た話は、どうも審議会に対する当局の内容説明が十分でなかったのではないかと、こういう点。さらには、審議する時間的な余裕が少なかったのではないかと、こういう点であります。全体としてこの審議会の持ち方には疑問を感じると、こういうふうな意見が多く出されました。

2つ目であります。審議会に改革の案として4案提示されたわけでございますが、その根拠が明白でない。つまり、わかりにくい、こういうことでございます。また、企業管理者については、先ほどもちょっと触れましたとおり、一般職最高号級との兼ね合いから2%の低い下げ幅といいますが、そういうふうになっているということでございます。

それから、第3点目、類似の他の市、にかほ市も含めて13市あるわけでございますけれども、13市と比べて財政事情がかほ市が特に悪い、そういうふうな状況にはないわけではあります。現状でもにかほ市長の給与は非常に低い。つまり最下位に近いところにあるわけでございます。

4つ目でございますが、市長については、合併により3町長が1首長と、こういう形になったわけございまして、それによって各種の会議、あるいは陳情等、多忙を極めているわけであり。報酬審議会の議事録等も参考にいたしましたけれども、この市長の給与については、審議会の委員の中でも大きく意見が分かれておるわけであり。

以上、4点申し上げましたけれども、こういうふうな状況から、当総務委員会では、議案第14号につきましても賛成少数で否決に決しております。

次、議案第15号でございます。にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。教育長の給料月額を、市長、助役、あるいは企業管理者の月額との均衡を考慮し、55万7,000円を54万5,000円、つまり2%減に改めるものであります。これにつきましては、議案第14号と関連があるわけでございますが、当然に市長などとの給料の均衡、こういうものが当然に考えられるわけであり。その辺も考慮いたしました。当委員会では、議案第15号につきましても賛成少数で否決に決しております。

次、議案第16号でございます。にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院勧告に準じて一般職の職員給与のうち、管理職手当の定率を定額にする。扶養手当については、1人につき6,000円、これに改めるということでございます。さらに、国保診療所の所長について、月額65万円の所長手当、これを新設するというものでございます。

この所長手当につきましては、業務の実態、院内・小出両診療所の診察をやっておるわけですが、他町の往診、こういう業務にも応じて非常に多忙であると、こういうふうな説明がなされました。これについて、医療職の給与表というのがあるんですが、1号、2号ありますけれども、給与表の改正では、どうも対応し切れないと、こういうふうなことから今回所長手当の新設に及んだと、こういう説明でございます。

委員長に対する質疑も出ておりますので、その点についても2つばかり触れますけれども、管理職手当については、主席課長補佐から部長までに支給なっているものであります。今回の改正は一律10%の減ということでございます。年間の削減額、403万6,080円に及ぶと、こういう説明がございました。

それから、他市町でもこういった自治体の診療所、こういったものがあるわけですが、他市町との類似市との比較と、こういうお話も出たのですが、現在きちとした資料を持ち合わせておらないと、こういうふうなお話でございました。これについても参考までに申し上げますが、医療職の給与については、国は5級制、にかほ市は2級制をとっているということでございます。ですから、これに当然、和田医師を何といたしますか、格付しておるわけでございます。さらには、同じ条例に研究手当と、こういうふうなものもございます。さらに今回の所長手当と、こういうもので処遇をしたいと、こういうことでございます。

議案第16号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第17号でございます。にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。単純な労務に雇用される職員、医療職を含め、現在34名おると、こういう説明がございました。これの給与等の基準を一般職との均衡を図ったと、そのための改正でございます。これにつきましても全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第18号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。現在、100分の4支給しております市税の賦課徴収手当、これを徴収及び滞納処分業務に従事した者の日額単位というふうに改めるもので、つまり市税の徴収手当、現在までは市税の賦課徴収手当、これを市税の徴収手当、こういうものに改めるものであります。

それから、先ほどの診療所との兼ね合いが出てきますが、検診予防接種手当、あるいは往診手当、こういったものは廃止するというところでございます。つまり、さきの条例で所長の待遇、これを処遇するといいますが、そういうことだようでございます。議案第18号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第32号でございます。秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。議員の皆さん御承知のとおり、地方自治法の一部改正によって、後期高齢者医療について、広域連合、これが設立されたわけであり、その関係。さらには、収入役にかえて会計管理者を置くと、これも自治法の改正でございますけれども、そのための規約の変更でございます。これにつきましても全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第33号でございます。本荘由利広域市町村圏組合同規約の一部変更についてであります。

これも地方自治法の一部改正に伴うものでございますが、副市長等の改正、これに伴う規約の変更でございます。これにつきましても全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定についてであります。にかほ市国土利用計画は行政計画の基本となるものであります。総合発展計画、あるいは基本計画に即し、かつ県計画との整合性を加味し策定するものだと、こういうふうな説明がございました。

これについて 3 点ばかり意見が出されました。

第 1 点、非常に 10 年にわたる長期計画であります。そのため、マスタープラン、こういったものの必要性があるのではないかと。それから、タイムスケジュール、そういった時間軸といいますが、そういうものが見えないというふうなお話がありました。

さらには、観光振興の関係で国土交通省による環鳥海地域計画、これも進むものと思われまじけれども、この辺も計画の中に組み込むといいますが、十分に視野に入れてほしい、これが第 2 点であります。

それから、第 3 点、旧 3 町による地域区分、これが計画の中に出てくるのですが、こういう考え方もあるかもしれませんけれども、むしろ旧 3 町云々よりも、海岸部、あるいは平たん部、山間部と、こういった区分、あるいは由利本荘、遊佐酒田、こういった隣接の地域の考え方といいますが、こういうふうなものもこの国土利用計画の中に加味すべきでなかったかと。ただいま申し上げたような 3 点が大きな意見として出されました。

当 35 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、陳情でございます。4 本ございますが、陳情第 1 号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情でございます。医療・教育・福祉等の公務公共サービスの充実、あるいは格差社会の是正、これを求めるものでございます。当陳情につきましては願意妥当であるということで、全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第 2 号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情であります。内容を見ますと、最低賃金法の趣旨に基づく額の引き上げ、現在、秋田県は一般的なものは 610 円でありますけれども、これを 1,000 円にということでございます。さらには、全国でこの最低賃金については差異がございます。全国一律の新しい最低賃金制度の創設を求めるものが願意の主な趣旨でございます。これにつきましては全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第 3 号 労働法制の改善を求める陳情でございます。不安定雇用、あるいは低賃金労働など、こういった不備な労働法制を改善し、安定雇用の創出を求めるものでございます。陳情第 3 号につきましては、願意妥当ということで全員の賛成で採択に決しております。

最後になりますが、陳情第 4 号であります。公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情でございます。公務・公共サービスの民営化、あるいは市場化テストの安易の導入はしない。さらには、民間委託にはコスト偏重をやめ、雇用労働者の生活保障をすること、この辺が主な願意でございます。これにつきましては、公共団体の事務事業、こういったものについては可能な限り民間委託を検討する。これが時代の流れではないかというふうなお話が出ました。当にかほ市といたしましても、計画の中で行財政のメリットが生じる形で民間委

託を検証し推進しようと、こういうふうな考え方を持っているわけでございます。この陳情第4号については全員の反対で不採択に決しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長の報告が終わりましたので、これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。なお、質疑に当たっては簡潔にお願いします。質疑ございませんか。

－ 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 議案第14号についてお伺いします。

まず、14号についてなんですが、特別職の報酬審議会ということですが、これはそもそも総務省の指導で制度化されたもので、市長や議員の給与報酬等が条例で制定されるときにお手盛りにならないようにということで総務省の指導で制定された審議会です。その公正・公平な立場である第三者の審議会において審議された内容を、もちろん議会には当局によって提案された議案をチェックするという機能はありますけれども、この中立公正な第三者機関である審議会の意見を当局がどのように取り扱ったかということをチェックするための議会の審議チェックになるはずだと思います。今回のように、審議会の結果を尊重して提案された当局の内容を、委員会のほうで否決された場合、私は、審議会の制度そのものの信頼性を損ないかねないと思いますのでお伺いしますけれども、審議会を今回このように否定されたときの審議会の存在意義についてどのように感じるのか、どのように考えるのかということについて委員会では審議されたのかということをもまず1点お伺いします。

2点目です。審議会に対する当局の内容説明で、審議する時間が少なかったという審査内容が述べられておりますが、時間が少なかったというのはどういう内容で時間が少なかったということを述べているのか。

3点目が、当局から審議会に提案された4案が根拠が明白ではないということですが、根拠が明白でないということであるならば、明白な根拠なるものはどういうことなのかということについて話し合いがされたか。

あと3番目の、類似団体に比べて市の財政事情が悪いわけではないのに下げる必要があるのかということについてですが、じゃ、当局で説明されている今後の財政状況の勘案した結果で今回下げることになったというような話もあります。そこらについてはどのように委員会のほうで話し合いがなされたのか。

4番目です。市長給与について、市長は多忙でありと、審議会ではさまざまな意見が出たといいますが、審議会では、結果として給与引き下げという結論が出たのであって、そのことについてです。「意見が多様であった」と言いながら「審議会の結論が一致している」ということに対して、このような、委員会での審査がこの点を重視しているということについての疑問視された意見はなかったのかということの5つの点についてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 質問事項が多岐にわたりますが、御答弁申し上げます。

報酬審議会、これについて、私、前段でも御報告申し上げましたけれども、当委員会の審議の充実を図ることから、審議会の内容もある程度承知したいものだというふうに当局にお願いを

して、審議会の会議録、これもいただきました。それから、地方自治法によって審議会の会長さんも参考人として招致したわけであります。

その段階で、会議録にはそういうのは出ておらないんですが、内容、つまり4案提示されておりますが、その4案の内容についてそれぞれが違うわけでございます。市長についてはこういう考え方、助役についてはこういう考え方、公営企業管理者についてはこういう考え方、それぞれが違うと。その辺の一貫性のなさといいますか、その辺も委員会では話が出されました。ですから、なかなかその提案された4案について、きちんとした考え方に立てないなというふうなことが委員会では話し合われました。

参考までに申し上げますけれども、改定案の4案について申し上げますが、改定案の1については、原案どおりでいいよと、こういうことでございます。改定案の2については、平均の3.05%引き下げますよ。これは大館市が2%の減額改定、これも実質的には新聞等で御承知のとおり違っております。現実には違っております。現実には4月1日から5%下げると、こういうのが新聞記事に出ておりますけれども、こういうものを参考にした。それから、改定案の3、平均の5.07%の引き下げ、これは17年度の人勤による市職員給与、これが約5%程度引き下げられた。こういうのを参考にできないか。これが改定案の3でございます。改定案の4については、改定案の1から3以外ということでございます。こういう4案が当局説明して、これについての審査をお願いしたいと、こういうことでございます。

時間の足りない云々については、それぞれが素人の立場で12の委員が参加しているわけでありませぬ。重要な職務でありますので、きちんとした説明をいただいて、十分な時間をいただいて結論を出したい、こういうふうなお話で、これは実は会長さんの段階でもお話がございました。もうちょっと時間が欲しかったというふうなお話もございました。当局の説明の段階で、きょうで決まりをつけてくださいと、こういうふうなお話でございます。その辺も委員会の中で話し合われたことでございます。

それから、特別職報酬審議会、これについては、当然それなりの位置づけがあるわけでございますから、当局はそれを尊重するというのは当然でございますけれども、先ほど私の報告の中でも申し上げましたとおり、若干時間が足りなかったということとか、説明をもうちょっときちんとしてほしかったと。類似団体の関係とかきちんとして説明してほしかったと、こういうふうなこともあります。会議録等を見てみたんですが、まとめの段階で拳手をしております。その段階が約半々に分かれております。その辺も一応委員会の中では話し合われた事項でございます。決して報酬審議会の結論をないがしろにすると、そういうことでもありませんし、その位置づけというものは十分に尊重すべきものだということは認識した上での委員会の判断でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 委員会の委員長の審査内容をお聞きいたしました。反対の理由として、額の下げ率が低くてだめなのか、現状でいいということなのか、そこら辺の審査の雰囲気といたしますが、審査についてお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員に申し上げますけれども、委員長の報告に対する質疑で

ございますので、その経過等について中身までつまびらかにできるかできないか、これは委員長の判断によりますので、満足な回答が得られるかわかりませんので、御承知おきください。

21番（本藤敏夫君） はい。審査の内容です。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 委員会にも報酬審議会に提出をした資料、それから報酬審議会の会議次第、それから会議録、こういうものが提出されました。それから、先ほど御報告しましたとおり、報酬審議会の会長さんも自治法の規定によって参考人ということで招致をいたしました。これはあくまでも先ほど申し上げましたとおり、総務委員会の審議の内容を充実するためにおいでいただいたという趣旨でございます。

そこで、類似団体の資料を示されたわけですが、財政規模、あるいは人口、そういったもの、それから財政状態、こういったものを比べた場合に、にかほ市の市長の報酬がどの辺に位置するのか、それから下げ幅、これがどの辺が適切なのかと、これは非常に難しい議論になると思います。ただ、私方は、提案された内容について検討したということでございますので、決して現状が高いものではないというふうな判断から、例えば、公営企業管理者については、一般職の給与を17年に下げたとはいいながら、こういう3%を適用しますと一般職よりも低くなると。こういうことで率まで下げているわけです。そういう状況下にあるとすれば、合併の趣旨にのっとった本来の目的に向かって精いっぱい頑張ってもらいたいということではないかということぐらいが総務委員会の話でございます。高い、低い、その辺には余り議論がなかなかないように思っています。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目は、11号のにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すると、休息時間をなくするという形だわけですが、ちょっと細かい話ですけれども、例えば、今までは例えば10時とか — 10時じゃなくて、45分につけている15分、それから3時からの15分と、こういうふうになっていたと思うんですが、チャイムも、じゃ鳴らすのをやめると、あるいはリラックス体操ですか、そういうものもなくしますと。あるいはたばこ……

議長（竹内睦夫君） 質問を簡潔にお願いします。

16番（竹内賢君） はい。たばこの時間とか、あるいはお茶の時間、こういうふうにして職員が自由にそういうことについてやることについてはどういう話し合いがされたんですか。それが1点です。

それから、2つ目は、23ページ、24ページ、特別職の職員で非常勤のもの報酬ということで、水道水源保護審議会の委員に対して新しく6,200円というふうに入れてあります。水道水源の条例の制定に対する説明の中で、審議会の審議委員について、大学教授等、いわゆる学識経験者を有する者、大学教授等を考えているというお話でした。この6,200円の額そのものについて、委員会としては、例えば、安いとか低いとか、これでいいのとか、そういう論議がされたのか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 最初に、議案第11号、休息時間の関係でございますが、これについても委員会でいろいろ議論いたしました。民間企業にはない制度だというふうな説明も当局が

ら若干あったわけですが、いろいろ委員会の中で検討しましたら、以前は民間企業でもあったようだと、こういうふうなお話も出ました。ただ、現在は地方公務員特有の制度といえますが、固有の制度と、こういうふうなことになっているようでございますので、この休息時間は国家公務員に準じて廃止をしたいと、こういうことでございました。通常の勤務時間、これはそのままだけでございますけれども、この部分についてだけ廃止をしたいと、こういうことで、これについては了としております。

それから、次、議案第 12 号特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費弁に関する条例でございますが、例の水道水源保護審議会、これの委員について、学識経験云々、単価、これ、6,200 円だけですが、これについての議論は当委員会ではしませんでした。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） ちょっと私の質問に対してお答えになっていないと思うんですが、じゃ、お茶を飲んだり、たばこを吸ったり、そういうものは、その時間帯じゃなくて、いつでも — いつでもという言い方はおかしいんですけども、職員は自由というか、そのときそのとき職員に任せていると、そういう形でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 私方の委員会に付託されたのは、この例の 15 分間ずつ、計 30 分の休息時間、これを国家公務員に準じて廃止をしたい、こういうことでございます。ですから、時間内の労働体制といえますが、これについてまで当委員会ではあえて触れておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 49 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13 番菊地教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告いたします。

議案第 19 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数により可決いたしております。

議案第 20 号にかほ市安全・安心まちづくり条例制定について、議案第 21 号にかほ市簡易水道等

事業設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 27 号にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定について、議案第 28 号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について、議案第 31 号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

議案第 34 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について、賛成多数により可決いたしております。

議案第 36 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、全員の賛成により可決いたしております。

議案第 40 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）、議案第 41 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）、議案第 42 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 43 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

議案第 50 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算、議案第 51 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算、議案第 52 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計予算、議案第 53 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計予算、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

審査の主な内容について申し上げたいと思います。

議案第 19 号は、高齢者の年金の問題や税金の負担増にかんがみ、サービスは高く、負担は低くとの合併の基本線に沿って、せめて現状維持を望む意見も出されましたが、この条例が制定された当時から見て、社会情勢の変化、平均寿命の伸び、そして介護保険制度や高齢者施設の設置など、高齢者福祉の進展に伴い、さらには廃止している 1 市を除いて全県的にはほぼ平均的な額であり、賛成多数で可決いたしております。

議案第 20 号は、この議案については本会議でもるる説明がありました。説明と質疑がありましたが、委員会では、検討委員会での内容や、市の総合的な施策、関係団体、具体的な活動について質疑が行われましたが、現在、市内で防犯や防災、交通安全や青少年育成などの団体が各方面で活動しているので、条例制定は屋上屋を架すことにはならないかとの意見もありました。検討委員会では、市全体に防犯やその防止等についての情報が伝わりにくく、何らかの組織が必要との意見が多く、町内会、防犯、交通安全の団体、PTA など、教育関係団体、消費者の会、青少年育成市民会議、老人クラブ、商工会、金融機関などなど、より多くの団体が市の施策や情報を共有することによって犯罪の起こりにくいまちづくりを目指すというものでありました。

また、必要性、緊急性に関しましては、藤里や大仙の事件や、高齢者をターゲットにした振り込め詐欺等々、全国的に多発する事件や事故にも対応していかなければならないとの考え方があり、従来の見守り活動や金融機関との連携はもとより、市の施策としては、公園管理、防犯灯の設置、路上犯罪防止のためのガードレールの設置や道路改良など、各課横断的な管理・整備の検討、市民への周知には広報や市民部発行の生活環境情報などを活用していきたいとのことでした。

議案第 31 号は、入団の要件の緩和により消防団員の減少に歯どめをかけようとする改正ですが、

委員からは、市内に勤務する他市町の方が果たして入団の可能性や主体的な活動ができるかどうか、支援団員の資格や補償などについて質問が出されましたが、3月23日に消防団のほうから団員報告が提出される予定になっており、各分団・部・班の過不足を把握した上で、勧誘、あるいは依頼作業に入るというものです。市内勤務の他市町の方にも、基本的には団員として団に所属してもらい、同等の活動をするとのことですが、条件によっては機能別団員の編成も視野に入れているようです。支援団員については、体制の整わない部や班へ消防団OBを対象に団員復活をしていただくというもので、おおむね65歳以下で、5年程度を一区切りとして、条例にあるように報酬は支給しないものの、公務災害補償、退職報償金制度、被服・旅費の支給、表彰制度などは適用されることとあります。

議案第34号については、基本的なものは何ら変更がなく、これまでも年に2回か3回程度協議をして、特に問題はなく事務を遂行してきているとのことですが、区分の5、地域支援事務に関する事務の中で、(1)から(3)までそれぞれ詳細な事業区分を明記してありましたが、国の制度改正や事業変更のたびに改正しなければならないことから、「関すること」に包含し、「協議して定める」を加え、より円滑な事務処理が行えるとの確認をいたしております。

議案第40号から43号までは、事業の終了、実績、確定、制度改正、年度末までの推計、見込み、計数整理など、各特別会計の款項目ごとに審査をいたしました。

議案第50号は、この会計は過去の医療費の推計から予算組みがされており、本会議でも説明があったように、負担割合の変更や高額医療の拠出対象が引き上げられたことによる救済策として、保険財政共同安定化からの拠出などの制度が盛り込まれております。医療給付費が主ですが、昨年度に引き続きヘルスアップ事業があり、対象者160人のうち100人は昨年度からの継続で、平成19年度は60人が新規に参加ということで、継続することで効果を上げていくとのこととあります。

委員からは、事業の委託業者は同じ業者の継続かとの質問がありましたが、100人分すべてのデータがそろっているので、同じ業者でなくても事業の継続性は十分図られるとの回答で、財務規則上からも提案方式で入札を行うとのことでした。また、平成20年度からの不均一課税是正に向けた質問が出ましたが、平成19年度は繰越額を確保してあるが、3地区の1人当たりの繰越額がそろっていないことや、20年度から本格的にスタートする後期高齢者医療広域連合の関係もあり、保険税の統一にはかなりの調整が必要との回答でした。

議案第51号は、通常業務の予算計上ですが、新規には、電子カルテ・レセプトシステム導入委託料があります。既に導入している医療機関もあるようですが、すべての医療機関で平成21年からスタートし、平成23年には義務化されるということで、診療所でもいち早く導入を図るもので、窓口での会計処理がスムーズに行われるメリットや、将来的には他の医療機関との連動もできることから、集団医療チームによる診断も可能ということで、カルテ情報が流出しないセキュリティーシステムも中に組み込まれていることなどを審査いたしております。

議案第52号は、医療費の推計、それぞれの負担割合で計上されている会計ですが、委員からは、後期高齢者医療広域連合への制度移行の関係についての質疑がありましたが、老人保健特別会計は今年度、平成19年度で終了し、繰り越し等の関係でおおむね平成22年度まで存続することになり、

平成 20 年度スタートの後期高齢者医療と 2 つの特別会計が並行することになるようであります。

議案第 53 号は、予算にあらわれているガス水道局への委託、管理組合への委託、検針委託、水質検査委託、洗釜砂山送水管布設・配水池の造成工事などの内容について審査をいたしております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これで教育民生常任委員長の報告は終わりましたので、質疑に入ります。質疑に当たっては、午前中も申し上げましたように、自己の意見や思い等を入れないようにしてください。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 付託になりました審査が終了いたしましたので御報告申し上げます。

議案第 22 号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について、議案第 23 号にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定について、議案第 24 号にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定について、議案第 25 号にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第 26 号にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例制定について、議案第 30 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、議案第 37 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第 38 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第 44 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 45 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）について、議案第 46 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 47 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 48 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 54 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算、議案第 55 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算、議案第 56 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算、議案第 57 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計予算、いずれも全員の賛成により可決しております。

請願第 1 号日豪 E P A 交渉に関する請願書、並びに請願第 2 号日本農業に甚大な打撃を与える日豪 F T A 交渉の中止と F T A、E P A 促進路線の転換を求める請願書について、2 件の請願は全員の賛成により採択と決しております。

審査の内容について若干御報告をいたします。

議案第 22 号から 26 号につきましては、本会議でもるる説明あったとおりでございます、廃止またそれをほかの条例に持っていくというところでございます。

議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例制定について、当委員会におきましても、長時間の慎重審議をいたしました。この条例は、水資源の確保に関する条例制定でありまして、現在こそある程度安定供給という水資源になっておりますが、過去においては旧 3 町とも、本当に水がないというこ

とで苦労した経緯、また時期があるということでございます。

この地域、鳥海山という大きな山が控えてはありますが、そういう割には河川というものが、白雪川、奈曽川という2本しかないことございまして、そしてまたその2本の河川とも決して豊富な水量ではない。あとの水源というのは皆、地下水、また湧水というものに頼っている現状であります。今後さらに新規に水源を確保するにしても、掘れば出るというものでなく、また、飲み水に適するようなきれいな水でなければならぬということでもあります。したがって、水源の水量及び水質を確保するために、本条例を制定しようとしているものであります。

本会議でもありましたが、現在そのエリアの中で事業活動を展開しておられます方々への激変緩和の規則をどこまで書き込むか、現在検討中ということでございます。また新たに規則を制定するにいたしましても、条例以上厳しくすることはないということでございます。

続きまして、議案第30号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この条例は、ガス事業法施行規則の一部が改正され、大口供給の条件が50万立方から10万立方になりまして、新たな料金制度を作成して大口の供給にこたえるということでございます。こちらのほうは料金ともどもお互いに話し合いをして決定していくということでございます。これも熱変終了というやつからできるということっております。

請願の第1号、2号でございますが、このEPA交渉がそのままいきますと、本県だけでも農業関係に46億円ほどの被害が出るのではないかと。片方の請願では交渉中に引くことも辞さない。要するに、交渉に臨むには強く当たりなさいということと、それから請願第2号に関しては、直ちに交渉を中止しなさいということではあります。既に12月に交渉時期の設定に関する交渉、いわゆるその取り決めをどうするかということで話し合いを持たれております。今後どういうふうな時期にどういうふうな会議が持てるかわかりませんが、この請願の願意に関しては委員皆賛成ということを決しております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。 — 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） それでは、宮崎委員長に何点か質問させていただきます。

まず第一に、当局の29号の提案のあり方に、委員会ではどのような審議があったのかをまず伺います。

議長（竹内睦夫君） 佐藤元議員に申し上げます。審議のあり方というような質問でございますけれども、もう少し的を射た質疑を行っていただけませんか。 — 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 当然、29号に対して当局から提案理由はあったわけですが、それに対して、私どもに対しては提案理由そのものはあったわけですが、それ以上の具体的な説明もありませんでしたし、十分な情報もなかったわけですから、ましてこの条例は、可決しますと、当然制約条例になっていくわけですから、そのことについての審査があったのかということでもあります。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） それに関しましては、先ほど佐藤議員にもお配りしておき

ましたが、昨年の3月ころからこういう条例制定についての話し合いがあり、6、7月ころから各
局で会議を重ねて今回の条例制定という議案提出になったというふうに伺っております。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） それでは、ちょっと今の委員長の説明に対して、若干、質問ではないんです
けれども、そうしますと……

議長（竹内睦夫君） 質疑に限定してください。

17番（佐藤元君） はい、わかりました。

それでは次の質問に行きます。冒頭に申し上げましたけれども、この情報もない、説明も、提案
理由そのものだけで移ったわけですけれども、そのことに対して今、委員長からそのような話があ
ったわけですけれども、一体、プロセスが全然なかったということに対しては審査の中ではほとん
どなかったと、そういうふうに解釈していいわけですか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時23分 休 憩

午後1時24分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） それでは、この29号を付託されてからの調査をされて審査をされたわけ
ですが、その付託された時間と調査された中身を、内容を報告していただけますか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 時間に関しましては、当委員会で課せられました4日半日
の中で長時間審議されております。中身に関しましては先ほど申しましたとおりでございます。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。3回目ですので。

17番（佐藤元君） いや、私、審査とも申しましたけれども、調査そのものはどうなんですか。
調査というのは、当然この29号は他法令との関係とか、いろいろなことがあるわけですから、そう
いった調査はどういうふうな調査をされたかと、こういうことです。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 同条例に関しまして、同じ法律、条例がない場合、また、
目的が違う、法益 — 法律の「法」に「益」 — が違うということは、この条例は可能という
ことで伺っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 一つは、当局のほうから私たちの求めに応じてこれが出されました。

議長（竹内睦夫君） 議案第何号ですか。

16番（竹内賢君） ああ、ごめんなさい。にかほ市水道水源保護条例です — については、私

のほうから求めて初めてこの範囲を示す資料が出されています。したがって、そういうことについて、せっかく市民が理解をして、そしてこの条例の意図するところに基づいて条例を制定すると。ということだとすれば、さらにいろんな資料が委員会として求められて、その資料に基づいても審議がされたのか、それが一つであります。

それから、もう一つは、先ほど規則の問題について、規則については現在いろいろ考えられておるけれども、条例上の制限というか、そういうものについてはならない予定だと、そういう当局の答弁がされたというふうに委員長が今、報告されました。したがって、例えば規則の内容について、これこれのことについて現在検討をしているとか、そういう他市町村の例を聞きながらいろいろ論議をされたのかどうか伺います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） エリアに関しましては、あくまでも提出いただいたのは、このぐらいの範囲ということでエリアを出したようでございます。确实なところはこれから審議会の中で決めていくということでございます。

2つ目の規則に関しまして、いずれこれから決めていくと。確かに他市町村、また、全国各地区のいろいろな条例、また規則なども検討、調査しているようでございますが、内容、いわゆる規則の中身までは伺っておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の答弁の中で、2点目の規則の関係ですが、他市町村のことについてもいろいろ検討していると。ということは、一定の中身みたいなものが産業建設常任委員会の中に示された例があるのですか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） ございません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 同じくこの29号、水道水源保護条例についてお伺いいたします。

私、議案質疑の段階でも若干申し上げたんですが、この第19条、利害関係者の意見陳述でございます。条例では、区域内に入る利害関係者については意見を述べることができると、こういうふうにあります。私は、当局に対する質疑の段階で、審議会、あるいは利害関係者、これの取り扱いが逆でないかと、こういうふうなことを質問した経緯があるんですが、この利害関係者が意見を述べるができるというふうなこと、先ほど委員長の報告の中に激変緩和措置の話がございました。この辺を両方考えてみますと、片一方は関係者が意見を述べるができること。激変緩和措置、これも結構重要なことだと思うんですが、この辺あたりは条例事項なのか、規則事項なのか、この19条とあわせて、もし審査されましたら伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 条例本体に関しましては本会議でかなりの質疑が出ておりましたので、条例一つ一つ — 条例の中ですね — に関しましては、一つ一つは審査しておりません。また、激変緩和措置というのがなければ、現在ある企業の方々に規則もかけられないので

はないかと。いわゆるこれから規則をつくっていく中にもそういうものを盛り込んでいかなければならないという、そういうふうに伺っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） ただいまの 29 号の水道保護条例の件でございますけれども、委員長に一言お伺いいたしますけれども、まず、この条例を制定するに当たっての最も基本となる、将来この地区におけるところの水の確保量というのはどの程度というふうに想定されておるのかと。そして、なお現在のその水源地、簡易水道等を入れますと 40 ヲ所あるそうですけれども、この水源地ではどのぐらいの量が確保されており、その差を確保するとすれば、どのような場所で確保するというふうに御審議なされたのか、これが第 1 点。

もう一つは、当然、私権の制限になるわけでございますけれども、この制限するに当たっての地方自治法等々の関連についての御審議の内容と。

それから、最後に、大分前からこの保護条例を制定するという事で、庁内でのそれぞれの関連のところではいろいろな作業をされておると、こういうことでしたけれども、その具体的な内容について審議の状況をお知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 1 点目は、水源の量については審査しておりません。いわゆる水源の確保ということでございましたので、どの程度水の量がということはこの条例の中では審査はしておりません。

2 番目のほう、ちょっとあれですが、3 番目のほうを、すみませんが、先ほども申し上げましたが、この条例制定に関しましては大分前から今定例会に上程ということで、各部局でかなりの回数

— その「かなり」が何十回なのかよくわかりませんが、まあ会議を重ねてこの条例制定になったというふうに伺っております。

申しわけないです。佐々木議員、2 つ目の質問、もう一度お願いできますか。

【14 番（佐々木清勝君）「私権を制限するわけでございますので、その権利を制限するための根拠、地方自治法との関連」と呼ぶ】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） それに関しましては、目的が違うものであれば法益が違うので可能というふうな、一応これは法律の専門家にお伺いを立ててこの本条例を提案したというふうに伺っております。

議長（竹内睦夫君） 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 今のその制限の話ですけれども、確かに法律が違えばそのとおりでございますけれども、その同じ法律でも条例でも、その私の権限を制限するには、それなりの条例の中身、必要性、そういうものがなければ簡単には制限できないと思うんですけれども、その辺のところ、もし御審議なされているようでしたら、執行部がどのような答弁をされているのか、いま一度お願いします。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 執行部の答弁はその件に関してはいただいていないと思い

ますが、委員会の中では、この条例に関しましてかなり深く掘り下げて審査をいたしました。いずれにしる、今後、水というものはどうしてもなければならぬ資源でございますので、資源を守るための条例ということであれば、これはよろしいのではないかと。いずれ、法律にも触れていないし、こういう条例を制定している箇所が全国で194市町村ということで伺っておりますので、あるべき条例かと判断して可決しております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） そうしますと、今まで委員会の中でいろいろ慎重に御審議されたということでございますけれども、求めている限りのその具体的な数字の問題だとか、法律的な根拠だとか、そういうより具体的なものについては特別議論の対象にならなかったと。言うなれば、水道、その水源を確保すると、法の趣旨等については十分御審議されたけれども、よりそれを裏づけるための具体的なものについては余り御審議されていないと、こういうような理解でよろしゅうございますか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） そのとおりでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に……

【17番（佐藤元君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） ただいま議題となりました議案第29号にかほ市水道水源保護条例について動議を提出したいと思います……

議長（竹内睦夫君） 17番議員、動議の提出ですか。

17番（佐藤元君） はい。

議長（竹内睦夫君） もう一度。動議とってください。

17番（佐藤元君） 動議。

議長（竹内睦夫君） はい。

17番（佐藤元君） ただいま議題となっていました議案第29号にかほ市水道水源保護条例について動議を提出いたしたいと思っております。

会議規則第46条の規定によって特別委員会に動議を提出いたしたいと思っております。

その理由といたしまして、議会にとって条例制定と改廃は、予算の議決と並んで最も重要な権限であります。その行使に当たっては特に慎重をきわめなければならないと思っております。条例の効果、そして、他法令との関係等を十分検討する必要もあります。……

議長（竹内睦夫君） 佐藤元議員に申し上げます。当議会では特別委員会は現在設置されておりません。ですので、動議として何を求める動議なのか、明快に説明してください。

17 番（佐藤元君） そうすれば、付託ということで。

【「議長、休憩」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時 38 分 休 憩

午後 1 時 41 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

所用のため午後 2 時まで休憩します。

午後 1 時 41 分 休 憩

午後 2 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

17 番佐藤元議員。

17 番（佐藤元君） さきの 29 号議案に対して動議をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 2 時 02 分 休 憩

午後 2 時 03 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

17 番佐藤元議員。

17 番（佐藤元君） 第 29 号議案に対し、さらに慎重審議をお願いしたいので、特別委員会の設置の動議をお願いしたいと思います。提出します。

議長（竹内睦夫君） 所定の賛成者おられますか。今、佐藤元議員より動議の提出がありましたけれども、会議規則第 16 条の規定による所定の賛成者おられますか。

【「賛成」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） それでは、会議規則第 16 条の規定により動議は成立いたしました。

議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例制定については、佐藤元議員より動議の提出がされ、その動議が成立いたしましたので、特別委員会を設置し、再付託されたいとの動議ということになります。

この動議については所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに議題として取り上げて採決い

たします。

この採決は起立によって行います。本動議に賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数でございます。よって本動議は否決されました。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） それでは、一般会計予算特別委員会の審査報告をいたします。

議案第39号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）は、全員賛成で可決に決しました。

議案第49号平成19年度にかほ市一般会計予算は、賛成多数で可決に決しました。以上です。

議長（竹内睦夫君） ただいま一般会計予算特別委員長より審査の結果を報告されました。これについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。

これより討論、採決を行います。討論、採決は議案の番号順に行ってまいりますので、お間違えのないようにお願いします。

最初に、議案第5号にかほ市副市長定数条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第5号にかほ市副市長定数条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

なお、皆さんに申し上げますけれども、起立の場合は事務局のほうで確認できるまで、そのまま暫時の間、起立のままでいていただきたいと思います。

次に、議案第6号にかほ市犯罪被害者等基本条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第6号にかほ市犯罪被害者等基本条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第8号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第9号にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第10号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 11 号の討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 11 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 12 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 13 号の討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 13 号にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） それでは、議案第 14 号に対する反対討論を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成討論を許します。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 議案第14号について賛成の討論をします。

大きく2つ理由があります。

1つは、報酬等審議会の結論は大変重要だということであり、10人の皆さんは、市民を代表して慎重審議をして結論を出したわけであり、当然それを尊重するのが当然だろうと思います。それと、これは市民感情もそうだと思います。この話をうちに帰ってしまったら、息子は、何で市長みずから減額するのに反対するのかと、げんなりした顔を、びっくりしたような顔をしておりました。これは当然、市民感情だろうというふうに思います。

それから、2つ目は、財政的な問題であります。委員会では、うちのほうの市は財政的にほかの市から見て裕福だと、そういった趣旨の発言が相次いだわけですが、私はそうは思っておりません。公債費比率は13%台で平均であります。起債制限比率も4点台で、これも普通であります。まして地方からの地方交付税の増減で一喜一憂している市が裕福だとはとても思われません。裕福な市というのは、地方交付税をもらっていない、そういう市であります。

ということで、市民は、当然そういったことに敏感になっております。いろいろな面で、市の職員の給与も減りました。いろいろな面で節減をしております。そういった意味で市民感情は当然減らしてもいいというふうに思います。ということで、市民がそういう気持ちである以上、我々議会も当然そういった厳しい財政面を率直に、真剣に受けとめて、減額に賛成すべきものだと思いますので、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。先ほど申し上げましたように、事務局のほうで確認できるまで起立の方はそのまま起立を継続していただきたいと思っております。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、議案第14号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、否決されました。

次に、議案第15号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。この採決は起立によって行います。先ほどお願いしまし

たように、事務局のほうで確認できるまで起立の方は起立を継続していただきたいと思います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、議案第 15 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、否決されました。

次に、議案第 16 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 16 号の討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため 2 時 40 分まで休憩します。

午後 2 時 24 分 休 憩

午後 2 時 40 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、討論、採決を行います。

次に、議案第 17 号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 17 号の討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 17 号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 18 号の討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 18 号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 19 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から意見を述べることにします。

長寿祝金は、条例にあるように、郷土の発展に貢献した高齢者に対し支給し、敬老の意を表するとともに、長寿を祝うことを目的としているもので、これまで内容の変更はありましたけれども、ずっと長年続いてきたものです。

この祝い金を楽しみにしている人、あるいは生活が困難になってきている中で、この祝い金でほっと一息つく人、また、孫と喜びを分かち合う人などなど、受け取る人の状況はさまざまです。

2004 年、平成 16 年ごろから高齢者に対する大増税負担が襲いかかっています。老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、住民税非課税措置の廃止、定率減税の縮減などなどです。さらに、介護保険の改悪で食費や居住費の負担増、医療費の負担増など、入るものは少なく、出るものは多くなってきました。このようなことも考慮しなければならないのではないのでしょうか。

合併では、「サービスは高く、負担は低く」がスローガンでした。合併でよくなったことがなかなか見えない現状です。今回の長寿祝金の後退は、目に見える最大のサービス低下ではないのでしょうか。これでは市民の合併への期待感がますますしぼんでいくのではないかと心配されます。

教育民生委員会での審査資料として、県内の市町村の長寿祝金の状況も見せてもらいました。確かに廃止した市もあります。変えようとするにかほ市より低いところもかなりあります。にかほ市は全県的に見れば、まあいいほうだとも言えそうです。しかし、旧仁賀保町の場合は、県内での工業製品出荷額や所得の平均では高い水準できていました。各種サービスも県内では高いものがありました。これを合併したにかほ市としても生かしていくように頑張らなくてはならないのではないかと思います。

長寿祝金の前年度の予算は 1,432 万円、本年度は 639 万円で、793 万円ほどの差があります。これだけ低く設定されてしまっているわけです。私も試算してみましたが、3 月 7 日現在での長寿祝い金の該当者は、80 歳から 5 歳刻み、100 歳まで、市内全部で 594 人となっています。現行の長寿祝金額では 1,198 万 8,000 円となります。提案されている条例でいくと、予算では 619 万円となっています。その差は 579 万 8,000 円というふうになります。

先ほど否決されましたけれども、今議会には特別職の給料減額、管理職手当の減額、特殊勤務手当見直し、時間外手当の抑制などをしてはいますが、そのうちの特別職の給料減額、管理職手当の減

額、特殊勤務手当見直しによる減額の合計というのが635万9,000円となります。この金額でいくと、今回の長寿祝金を減らそうとしている579万円を十分補うことのできる金額となっています。せっかく特別職の給料や管理職手当、特殊勤務手当などを見直したなら、その分、長寿祝金に向けるということもできるのですが、先ほどの否決によって若干事情は変わるかもしれませんが。

ただ、合併時の約束、スローガンに反し、高齢者への各種負担金の負担増の実情をも見ない、高齢者のささやかな楽しみと期待に背を向けてしまう今回の長寿祝金条例の改悪には反対であることを述べて討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第19号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号にかほ市安全・安心まちづくり条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第20号にかほ市安全・安心まちづくり条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第21号にかほ市簡易水道等事業設置条例

の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 22 号の討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 23 号の討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 23 号にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 24 号の討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 24 号にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 25 号の討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 25 号にかほ市ふれあい自然公園条例の

一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 26 号の討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 26 号にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 27 号の討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 27 号にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 28 号の討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 28 号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。4 番池田好隆議員。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） この水道水源保護条例の制定でございます。議案質疑もたくさんなされました。先ほど委員長からも御報告があったところでございます。

水道水源保護条例、この目的、これには私も賛成であります。ただ、にかほ地域全土の 160 へクタールに網を張ると、こういうことでございます。その中には、事業を営んでいる者、あるいは所有権を持っている方もたくさんおるわけでありまして。その辺の懸念がないのかどうか。さらには、

160ヘクタールという広大な面積であります。将来にわたって土地利用、あるいは民間による土地整備、開発、こういったものに懸念がないのかどうか、こういった点について十分に議論が尽くされたのかどうかというふうな気持ちで私自身考えた場合、非常にすっきりしないものがあります。さらに十分に議論を尽くし、将来に禍根を残さないような条例制定、こういうものが条例の趣旨から見て必要であると、私は考えるものであります。

そのために、残念でありますけれども、委員会の結論も出ております。私自身まだすっきりしない面がありますので、この本条例に反対するものであります。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番（佐々木正勝君）登壇】

2番（佐々木正勝君） 賛成の立場から議案第29号について討論をさせていただきます。

今回提案されておりますにかほ市水道水源保護条例は、にかほ市民の将来にわたる生命の源となる水を総合的に保全・保護を図り、市民の生命及び健康を守り、豊かな暮らしを確保するための条例制定であります。水道水原水のみならず、貴重な水資源を将来にわたり保護していくことは私どもの責務と考えております。

当地域の水源保護、並びに環境を総合的に加味した策定内容になっており、当地域においては現在のところ水道水源として良好な水質環境にあり、水源・水質の汚染が差し迫った事態は生じておりませんが、最近の急激な社会構造の変化や産業活動の多様化により、全国市町村でも水道水源保護条例が数多く制定されております。この条例を制定することは必要不可欠な条例であり、早期に制定されることを望むものであります。

このような理由により議案第29号に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。賛成の討論とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 本当のことを言うとちょっと迷いました。ということは、この条例の精神については理解をします。ただ、この条例が私たちの手に来たのは26日であります、2月の。それまでは一言もそういう話については触れられませんでした。したがって、この条例の内容、私は、精神が市民の皆さんからもきちんと理解されて、もちろん議会もきちんと審議をして、そして生かされる、そういう条例だと思います。でなければならぬと思うんです。

法律ですから、つくってしまえばいいというものではないと思うんです。実際に生かされる。市民の責務についても第5条できちんとやっばりなっています。「あつたっけな」というような条例ではないと思うんです。佐々木正勝議員も言いました。命の源である水、大切にしなければならぬというふうに思います。そういう意味からいって、この条例が生きる、そういう審議が議会には求められていると思うんです。

それが、先ほど産業建設委員会の委員長の報告に対するいろんな質疑がありました。一つ一つの条文についてどうなのか、あるいは現在の水量の問題、将来的な企業活動や、あるいは2万8,000人になる市民の水に対する水量がどうなのか、そういうことをきちんと理解をした上で、私はこの

条例が制定されるべきだと思うんです。

残念ながら先ほど継続審議についての動議が否決されました。私は、これが、あるいは6月でもいいですから、拙速を戒めて、そしてよりよい条例をつくりたいということで継続審議に賛成をしたところですが、否決されましたから、そういう精神的なものを含めて、今回は - 残念ながら - 反対せざるを得ません。そういうことで討論に参加をさせていただきました。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 議案第29号に賛成いたします。

正勝議員もおっしゃっていましたが、市民の水資源を守る大変大事な条例だと思います。条例のよしあしで我々は判断すべきではないでしょうか。我々に事前に連絡がなかった、報告がなかったから遺憾というのでは、これは何かちょっと本末転倒のような気がします。条例を出す側は、いつ何時でも出せる立場にあるわけです。当然それまでいろいろな方に相談をし、内部で検討して出てくる条例であります。

ですから、この条例をどうやってこれから市民の皆さんに浸透させ、理解をいただき、よりよい水源を確保するかというのが当然、市の態度であり、我々議会の態度であるべきだろうというふうに思います。

賛成をして、終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。なお、確認するまで起立の方はそのままお立ちになってください。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第29号にかほ市水道水源保護条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 30 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 31 号の討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 32 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、反対の立場から意見を述べます。

この規約変更は、後期高齢者医療広域連合がつくられるのに伴って、それを入れるためのものです。既に広域連合の準備は進んでおり、来年度になるとこれがスタートするという状況にあるということは十分理解できますが、この問題点がかなりありますので、去年の 12 月議会でも述べていますが、改めてこの問題点について若干述べさせてもらいたいと思います。

この制度の現行制度との大きな違いというのは、家族に扶養されている人を含めてすべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、大多数が年金天引きで保険料を徴収されるようになることです。保険料の額は今後条例で都道府県ごとに決まる予定ですが、全国平均で年 7 万 2,000 円、月 6,000 円になると政府は試算しています。介護保険料と合わせると多くの高齢者が毎月 1 万円くらいを天引きされる、こういうものです。

従来、75 歳以上の高齢者というのは、障害者や被爆者などと同じく、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとされてきましたけれども、今回の制度改悪により、滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されることとなります。また、保険料は 2 年ごとに改定されますけれども、後期高齢者の数がふえるのに応じて自動的に保険料が引き上げられる、そのような仕組みにもなっています。

後期高齢者医療制度になっても、医療費の窓口負担は原則 1 割、現役並み所得者は 3 割で変わりはありません。しかし、政府は、後期高齢者とそれ以下の世代で、病院、診療所に払われる診療報酬を別立てにし、格差をつけようとしています。これが導入されると、後期高齢者に手厚い医療を

する病院、診療所ほど経営が悪化するようになり、高齢者は粗悪な医療や病院追い出し — 現在でも問題になっています — 病院追い出しを迫られることとなります。

このように、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離すことで保険料を値上げするか、医療内容の悪いことになるかというどちらをとっても痛みしかない選択を高齢者自身に迫ろうと、このようなものです。

さて、魁新聞2月2日付には、秋田県後期高齢者医療制度が発足するに当たって、次のような記事があります。連合会長に就任した佐竹秋田市市長は、発足式の会見で、「これからは高齢者が増加し、若い世代が減少する。公費でどこら辺まで持ちこたえられるかということが課題になるとの見方を示した」、このような記事です。このように、連合会長は就任し発足した会見で、自信を持ってこの連合組織の将来を語るができない。それどころか、どこら辺まで持ちこたえられるかと将来を危ぶまなければならない制度だということを述べているということになるわけです。

私は、無慈悲な保険料取り立て、滞納に対する態度、医療内容の悪化、そして、秋田県の会長が危ぶんでいる後期高齢者医療制度、広域連合会の規約への追加には以上のような理由で反対であることを述べて、討論を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第32号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第33号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 34 号の討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 34 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 35 号の討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 36 号の討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 36 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 37 号の討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 37 号にかほ市公共下水道事業特別会計

への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 38 号の討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 38 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 39 号の討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 40 号の討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 40 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 41 号の討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 41 号平成 18 年度にかほ市国民健康保

険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第42号平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第43号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第44号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第45号平成18年度にかほ市農業集落排

水事業特別会計補正予算（第 5 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 46 号の討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 46 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため 3 時 40 分まで休憩します。

午後 3 時 32 分 休 憩

午後 3 時 40 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 47 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 47 号の討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 47 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 48 号の討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 48 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算に反対の立場で意見を述べます。

大きくは、最初に提案したときに述べた市長の基本的な姿勢にかかわること。それから、2 つ目には、国の予算のしわ寄せといえいいですか、この影響が大なるものがあるのでその点。3 つ目には、この予算の幾つかの問題点、この 3 つについて触れたいと思います。

市長は、新年度に臨む市政運営の基本方針を述べましたけれども、新年度予算編成に当たって、事務事業の見直しというのは、長寿祝金の減額や補助金・負担金の削減というふうに言いながら、「市民の皆さんに直接痛みが伴う見直しをさせていただいた」。そして、「市民に痛みを求める以上、職員が率先して痛みを負い」、このように言っています。

しかし、地方公共団体の任務というのは、御承知のように、住民及び滞在者の安全・健康及び福祉を保持する、こういうことです。市長は、市民に痛みを与えるというのではなく、国の悪政などから痛みを軽減する、なくしていくために力を発揮する、そういう方向でないかと思います。普通のように「痛みを伴う」と、このように述べましたけれども、私は市長の言う言葉としてはふさわしくないのではないかと、このように思いました。そのような言葉を使うというのは、市民に対して思いやりのないことになるのではないかというふうに思い、その言葉の部分については私は違和感を持って受けとめたところです。

もちろん、いろいろな状況から市民サービスをあるいは低下させる、こういうこともあるかと思えます。しかし、そのような場合、少なくとも状況を丁寧に説明し、お願いし、理解し、納得していただくという市民の立場から心を砕くというのが市長たる立場ではないか、このように感じたところです。

さて、国の予算についていろいろ問題がありますが、幾つかだけ述べます。

国の予算の編成の仕方によっては、地方財政に大変大きな影響を与えます。来年度の国の予算は、一言で言えば、大企業や大資産家中心で、格差と貧困を広げる、そういう方向の予算だと言えるのではないのでしょうか。

例えば、大企業、大資産家の方向では、減価償却制度の見直しによる法人税の減税があります。これは、国にとどまらず、地方税にも降りかかってきて、地方税の法人住民税や法人事業税も減免につながってくると、こういうことです。また、証券優遇税制の 1 年延長で、株式配当所得への課税は 20%から 10%に、株式譲渡所得への課税は 26%から 20%にし、さらに 10%に軽減と、こういうふうな形もあります。この面では、にかほ市の該当者というのはそんなに多くはないかと思えますが、こういう政策は大変ではないかというふうに思います。公共事業なども大都市中心、あるいは中枢港湾などの大型開発がふえて、地方の生活密着型の予算が減る傾向にあります。軍事費については言うまでもないことだと思います。

これらは大企業中心ですが、その一方では、御承知のとおり、定率減税廃止、生活保護世帯の母子加算の廃止、厚生年金・保険料の引き上げなど、弱い者いじめの削減予算も見えます。地方財政

は国のこのような影響を受けてくるわけです。

したがって、来年度の市の予算は、そういう国の影響を受けながらも大変頑張っている、こういうふうにも言えると思います。予算の中の、例えば象潟や仁賀保中の中学校建設などほとんど必要なもので、市独自には障害者支援も行う予算措置など、これらは前進面ではないかと、このように評価し賛成するものです。

しかし、国の弱い者いじめのやり方で高齢者の負担増はまだこれからも続きます。昨年初めて住民税が課税された高齢者の多くは、経過措置というのが適用されているために、住民税が段階的に引き上がります。こうした人の場合は介護保険料にも段階的な増額が適用されることとなります。そして、新年度は定率減税が廃止ということになります。

質疑で聞きましたけれども、にかほ市での定率減税廃止による影響で、負担増の人数は1万2,059人、金額にして4,780万5,000円にもなる。大変な負担です。この額は来年度の市の道路維持補修工事1年分の4,700万円とほぼ同額です。

苦勞している人々に対する政府の削減もひどいと思います。生活保護関係では、老齡加算が本年度ゼロにされ、来年度もこれが続きます。老齡加算の廃止は、人間らしい生活ができないというので訴訟も起きています。さらに、母子加算の廃止があります。16歳から18歳の子を養育する人の親世帯に、月額2万60円出していたけれども、本年度は6,670円に減らされ、来年度からはこれをゼロにすると、こういうのです。廃止の母子加算と引きかえに、自立支援給付として、就労の場合、月1万円、職業訓練などの場合5,000円を導入するとしていますが、2万円ほど支給していたのを、名目を変えても実際減らされる内容に変わりはありません。さらに、15歳以下の子供を持つひとり親の世帯に出していた母子加算は、前年度2万20円だったのを、本年度は1万3,350円に減らし、来年度は6,670円にし、それ以降は廃止するという方向です。このような弱い者いじめをどこまでも追いかけてくるのを許していいのでしょうか。

市の予算にも、残念ながら市の責任でない部分のこのような内容が反映されております。このほかに、先ほど述べた後期高齢者、広域連合の問題、あるいは長寿祝金の問題もあります。いろいろ国の悪政が直接響いてくるという予算で市の責任でない部分がほとんどなんですが、残念ながら本予算にはこれまで述べた内容で反対の討論、こういうふうにするものです。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第49号の討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認できるまで起立の方はそのままお立ちください。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 50 号の討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 50 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 51 号の討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 51 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 52 号の討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 52 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 53 号の討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 53 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 54 号の討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 54 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 55 号の討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 55 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 56 号の討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 56 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計予算の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 57 号の討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 57 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 1 号の討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 1 号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 2 号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 2 号の討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 2 号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 3 号労働法制の改善を求める陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 3 号の討論を終わります。

これから陳情第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 3 号労働法制の改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 4 号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よってこの陳情第4号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第4号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第1号日豪EPA交渉に関する請願書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、請願第1号日豪EPA交渉に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求める請願書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第2号の討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、請願第2号日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第60、議提第1号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書から、日程第65、議提第6号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてまで、6件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議提第1号から議提第3号まで3件について、4番池田好隆議員の説明を求めます。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 議提第1号から3号までの提案の趣旨を申し述べたいと思います。

議提第1号でございます。安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書でございます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出するものであります。平成19年3月22日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己、同じく榊原均。

内容につきましては、裏面の意見書(案)の記載のとおりでございます。御一読いただきたいと思っております。

平成19年3月。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

意見書の送付先は、内閣総理大臣以下、記載のとおりでございます。

次、議提第2号でございます。地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書でございます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出するものであります。平成19年3月22日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己、同じく榊原均。

裏面に意見書の(案)がございます。記載のとおりでございますが、内容を御一読いただきたいと思っております。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、お二方でございます。

次、議提第3号労働法制の改善を求める意見書でございます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出するものであります。平成19年3月22日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己、同じく榊原均。

内容につきましては、裏面の意見書(案)のとおりでございます。内容を御一読いただきたいと思っております。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

意見書の提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣のお二方でございます。

議提の1号から3号まで、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえます。

議長(竹内睦夫君) これから議提第1号から議提第3号まで3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認めます。これで議提第1号から議提第3号まで3件の質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第1号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

これから議提第2号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

これから議提第3号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第3号労働法制の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号及び議提第5号の2件について、5番宮崎信一議員の説明を求めます。5番宮崎信一議員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） 議提第4号について、日豪EPA交渉に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。平成19年3月22日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく佐々木平嗣、同じく池田甚一、同じく山田明。

内容については次ページに意見書がついておりますので、御一読願いたいと思います。

提出先は、内閣総理大臣外、以下のとおりでございます。

続きまして、議提第5号について、日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。平成19年3月22日提

出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく佐々木平嗣、同じく池田甚一、同じく山田明。

内容については次ページに意見書として載っておりますので、御一読ください。

提出先は、内閣総理大臣初め、以下のとおりでございます。

賛同をよろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 提案説明が終わりましたので、これから議提第 4 号及び議提第 5 号、2 件の質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 4 号及び議提第 5 号、2 件の質疑を終わります。

これから議提第 4 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 4 号日豪 E P A 交渉に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

これから議提第 5 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第 5 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 5 号日本農業に甚大な打撃を与える日豪 F T A 交渉の中止と F T A、E P A 促進路線の転換を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 6 号について、3 番市川雄次議員の説明を求めます。3 番市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） 議提第 6 号です。にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてであります。

提出年月日が平成 19 年 3 月 22 日。提出者、にかほ市議会議員市川雄次。賛成者、同じく佐々木正己、同じく飯尾善紀、同じく池田好隆、同じく宮崎信一、同じく菊地衛、同じく山田明でございます。

内容につきましては、字句の訂正でございます。会議規則の 140 条中及び 152 条中の「、第 37

条第2項」をそれぞれ「、第37条第3項」に改めるという、それだけの問題でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 提案説明が終わりましたので、これより議提第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号の質疑を終わります。

これから議提第6号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議提第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第6号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成19年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後4時21分 閉 会